

令和 6 年 6 月 1 4 日策定

東京都バリアフリー化設備等整備計画協議会

1. 生活交通改善事業計画の名称			
令和 6 年度東京都障がい者用 IC カードシステム整備事業計画			
2. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果			
関東圏のバス事業者においては、関東圏の鉄道事業者が国土交通省からの協力依頼を受け、障がい者用 IC カードを令和 4 年度下期から導入したが、令和 6 年度下期から精神障がい者のお客さまにもサービス対象を拡大することに伴い、これに合わせて相互利用を行うバスにおいても利用できるような必要となるシステムの開発等を行う。なお、事業者や運行路線により割引条件が異なるため、適用条件に沿った対応を可能とする開発を行う。 関東圏のバス事業者が運営する複数の市町村にまたがる路線で、精神障がい者用のお客さまへも障がい者用 IC カードサービスの対象を拡大することにより、精神障がい者の路線バスによる移動の利便性及び安全性の向上を図るとともに、公共交通機関としてのバスの利用を促進する。			
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果			
(1) 事業の目標			
令和 6 年度末までに、東京都内の補助対象バス事業者の機器システムを使用する交通系 IC カードシステム対応車両のうち、100%で障がい者用 IC カードサービスにおける精神障がい者へのサービス拡大対応可能とすることを目指す。なお、事業者や運行路線により割引条件が異なるため、適用条件に沿った対応を可能とする開発を行う。			
(2) 事業の効果			
現在の路線バスでは運賃收受時に、障がい者手帳等を提示していただき、乗務員が目視確認の上、運賃箱で割引運賃を設定してから運賃を収受している。精神障がい者用 IC カード導入後、精神障がい者用 IC カードをお持ちの方は運賃收受時に、割引運賃を自動で収受できることとなり、精神障がい者の路線バスの利便性が飛躍的に向上し、移動の負担が軽減される。また、精神障がい者がスムーズにバスの乗降をすることができると移動の円滑化が図られるとともに、バス利用者の増加が期待されるほか、「真の共生社会」の実現に向けたバリアフリー社会の実現に大きく貢献するものと考えられる。			
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者			
事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）			
・ 障がい者用 IC カードシステムの導入 (内訳)			
	事業者名		事業者名
1	一般社団法人バス共通 IC カード協会	8	東武バスセントラル株式会社
2	東京都交通局	9	立川バス株式会社
3	東急バス株式会社	10	西東京バス株式会社
4	京王電鉄バス株式会社	11	日立自動車交通株式会社
5	関東バス株式会社	12	ジェイアールバス関東株式会社
6	国際興業株式会社	13	東京空港交通株式会社
7	小田急バス株式会社		

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和6年度					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負 担割合	市区町村負 担割合	事業者負担 割合
東京都障がい者用 IC カードシステム整備事業	45,100 千円	15,033 千円	0 千円	0 千円	30,067 千円
	100.0%	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%
※国費、都道府県負担割合については、予算の都合等により増減する可能性がある					

6. 計画期間	
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載	
事業の名称	令和6年度
	4 月 9 月 12 月 3 月
障がい者用 IC カードシステムの導入	交付決定日以降着手 ● ● 3月31日完了

7. 協議会の開催状況と主な議論

8. 利用者等の意見の反映

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	東京都都市整備局都市基盤部
関係市区町村	該当なし
交通事業者・交通施設管理者等	（一社）バス共通 IC カード協会、東京都交通局、東急バス(株)、京王電鉄バス(株)、関東バス(株)、国際興業(株)、小田急バス(株)、東武バスセントラル(株)、立川バス(株)、西東京バス(株)、日立自動車交通(株)、ジェイアールバス関東(株)、東京空港交通(株)
地方運輸局	東京運輸支局
その他協議会が必要と認める者	一般社団法人東京バス協会

10. 軽微な変更の取扱いについて